

令和8年度 電気柵設置支援事業の概要（予定）

【補助事業の内容】 ○農作物の鳥獣被害を防止するため、電気柵等の設置費用に対して支援する。 （通電性地際補強シートも対象。フェンスアラートやテスターは対象外）
【補助率】 2分の1以内（補助上限額は20万円）（補助率及び上限額予定）
【補助の要件】 事業実施主体： <u>農業者、法人 又は 農業者グループ</u> ①寒河江市内に住所を有する者・法人であること ②市が主催する「電気柵講習会」に参加すること ③電気柵を事前に購入・発注していないこと

【電気柵補助金の想定スケジュール】

日程・メ切等	補助を受ける人	寒河江市
	区長・町会長へ通知	事業概要のご案内
12月17日	申請者は個別に市役所へ連絡	事業内容を聞取り (設置場所・被害額、事業費等)
3月上旬	事業内容を確定、見積書提出	内容を確認
4月上旬	申請書作成	県から内示を通知
5月下旬	講習会受講	交付決定
随時	納品後に市役所に報告 設置完了後市役所に報告	納品完了検査を実施 設置完了検査を実施、補助金交付

※上記のスケジュールはあくまで予定です。県補助事業の進捗状況等で大きく変更になる場合がありますのでご了承ください。

【要望調査メ切】：令和7年12月17日（水）

【問い合わせ先】

寒河江市農林課農業振興係（担当：後藤・縄野）
☎0237-85-1753・85-1771